

訴状受領に対する弁護士との委任契約の締結について（案）

第 449 回理事会にて報告した「再エネ入札業務に関する訴状受領」の訴訟対応について、以下のとおり契約を締結する。

1. 契約概要

訴訟代理を含む訴訟事務について、弁護士に委任する。

2. 契約方法

随意契約

【理由】 広域機関と顧問契約を締結しており、広域機関の業務のあり方や実務面にも幅広く精通し、広域機関の実情を踏まえた的確な訴訟対応方針の確立が可能であるため

3. 契約先

森・濱田松本法律事務所

4. 契約の公表

「会計・調達業務の細則に関する規程」第 24 条（契約の公表）の規定に基づき、非公表とする。

以 上

【添付資料】

別紙：訴状受領に対する弁護士との委任契約書

※別紙は、情報管理規程第 4 条（情報の格付の区分）の規定に基づき非公表とする。